

○ 警視庁通信指令業務運営規程

平成 7 年 4 月 26 日

訓令甲第 19 号

存 続 期 間

〔沿革〕平成 10 年 12 月 訓令甲第 20 号(い)

11 年 7 月 同第 18 号(ろ)

12 年 3 月 同第 17 号(は)、10 月同第 30 号(に)

19 年 3 月 同第 3 号(ほ)

22 年 3 月 同第 18 号(へ)

25 年 4 月 同第 19 号(と)

30 年 9 月 同第 23 号(ち)改正

警視庁通信指令業務運営規程(昭和 38 年 3 月 30 日訓令甲第 8 号)の全部を次のように改正する。

目 次

第 1 章 総則(第 1 条—第 11 条)

第 2 章 通信指令本部

第 1 節 勤務制(第 12 条—第 14 条)

第 2 節 勤務要領(第 15 条—第 17 条)

第 3 節 幹部の指揮(第 18 条・第 19 条)

第 3 章 警察署における指令業務(第 20 条—第 24 条)

第 4 章 補則(第 25 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)及び警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)に基づき、警視庁通信指令本部(以下「指令本部」という。)の運営及び警視庁における通信指令業務(以下「指令業務」という。)の効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。(ほ)

(準拠)

第2条 指令本部の運営及び警視庁における指令業務の運用については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条の2 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。(と)

- (1) 指令業務とは、通信指令システムの運用によって行う110番通報の処理、指揮命令及びその伝達並びに事件の手配、報告、通報、連絡、照会等の業務をいう。
- (2) 通信指令システムとは、指令業務に係る情報の一元的な管理及び共有化を図るシステムの総称をいう。
- (3) 地図情報表示システムとは、通信指令システムのうち、110番の通報場所、緊急配備等の発令時における警戒員の配置箇所等の情報を地図上に表示するシステムをいう。
- (4) カーロケーションシステムとは、通信指令システムのうち、無線を装備した自動車(以下「無線自動車」という。)の現在地、進行方向等の情報を地図上に表示するシステムをいう。

(通信指令官)

第3条 指令本部に通信指令官(以下「指令官」という。)3人を置く。

2 指令官には、警視の階級にある者をもって充てるものとする。

3 指令官は、上司の命を受け、担当業務を処理するものとする。

(本部指令センター及び多摩指令センター)

第4条 指令本部が行う活動の拠点として、本部指令センター及び多摩指令センターを置く。(い、ち)

(指令業務の管轄)

第5条 指令本部で行う指令業務の管轄は、本部指令センターは第一方面区内、第二方面区内、第三方面区内、第四方面区内、第五方面区内、第六方面区内、第七方面区内及び第十方面区内、多摩指令センターは第八方面区内及び第九方面区内とし、全般的な指揮統制は、本部指令センターで行うものとする。(い、と)

(統轄)

第6条 地域部長は、指令本部で行う指令業務の適正な運用を期するため、これを統轄するものとする。(い)

(事案発生時の措置)

第7条 地域部長は、事件事故その他の事案発生に迅速に対処するため、初動警察活動として通信指令本部長(以下「本部長」という。)に、次の措置を行わせるものとする。(い、と)

- (1) 無線自動車、航空機及び警備艇に対する配置運用
- (2) 関係所属に対する事案の通報及び出動要請
- (3) 現場の警察官に対する情報収集の指示
- (4) 関係所属に対する必要な資料の提供及び助言
- (5) 隣接県警察に対する手配連絡及び協力要請
- (6) 部外関係団体に対する通報及び協力要請

(初動警察活動時における統制)

第7条の2 本部長は、初動警察活動を円滑かつ迅速に行うため、重要事件、突発事故等緊急重要事案(以下「重要事態」と総称する。)発生直後の指令業務について、関係所属を統制するものとする。(い、と)

(無線自動車の運用)

第8条 無線自動車の配置運用に当たっては、カーロケーションシステム、地図情報表示システムを活用して効率的に行うものとする。(い)

(緊急報告)

第 9 条 警視庁警察職員は、勤務の当否、管轄の内外を問わず、重要事態を認知した場合は、110 番、無線通信その他の方法により、直ちに指令本部を経由して当該重要事態が発生した所轄警察署長に通報しなければならない。(い)

(教養訓練)

第 10 条 地域部長は、指令業務の適正な運用を期するため、教養訓練の重要項目を定めるものとする。(い)

2 警察署長及び本部関係所属長(以下「警察署長等」という。)は、地域部長が定めた教養訓練の重点項目に基づき、指令業務に係る教養訓練を実施するものとする。

(適正な 110 番通報)

第 11 条 警察署長等は、各種警察活動を通じ、都民に対して、110 番の正しい活用についての広報を積極的に行うものとする。(い)

第 2 章 通信指令本部

第 1 節 勤務制

(勤務制)

第 12 条 指令本部の勤務制は、次のとおりとする。ただし、本部長が特に指定する場合は、この限りでない。(ろ、は、と)

(1) 毎日制勤務

本部長、地域部理事官(ただし、指令官を除く。)、指令計画課長及び指令計画課各係の係員

(2) 三部交替制勤務

指令官、第一指令課、第二指令課及び第三指令課(以下「指令課」という。)の課長、多摩指令センターに勤務する地域部管理官並びに指令課各係の係員

(勤務時間)

第 13 条 指令本部勤務員の勤務時間は、次表のとおりとする。(ろ、は、へ)

勤務制	勤務別	出勤時刻	勤務終了時刻	総時間	勤務時間	休憩時間
毎日制 勤務	日勤	8:30	17:15	8.45	7.45	1.00
交替制 勤務	日勤	8:30	17:15	8.45	7.45	1.00
	当番	15:00	翌 10:00	19.00	15.30	3.30
備考	1 日勤の勤務時間には、指示の時間を含む。 2 当番の勤務時間には、訓授、指示及び教養訓練の時間を含む。 3 交替制勤務員の週休日は、4 週間ごとの期間につき、本部長が指定する 8 日とする。					

(勤務配置表)

第 14 条 本部長は、前条の規定に基づき勤務配置基準を定め、指令官に指令業務の実情を勘案した勤務員の勤務配置表を策定させるものとする。(い)

第 2 節 勤務要領

(勤務心得)

第 15 条 指令本部勤務員は、次に掲げる事項に留意し、勤務の適正を期するものとする。(い)

- (1) 指令業務の重要性を自覚し、迅速的確な事案処理に努めること。
- (2) 関係法令及び警察実務の研鑽[さん]に努めるとともに、管内及び隣接県境の地理に精通するよう努めること。
- (3) 通信機器の操作に習熟するとともに、指令技術の向上に努めること。
- (4) 常に社会情勢、犯罪情勢等に関心を払い、事案取扱いの適正を期すること。
- (5) 通信の秘密の保持に努めること。

(受理と無線指令の分離)

第 15 条の 2 本部長は、110 番通報の受理を行う業務と当該 110 番通報に係る無線指令を行う業務とを、別の勤務員に担当させるものとする。(と)

(重要事態等の優先指令)

第 16 条 重要事態等に係る指令業務は、他に優先して行うものとする。(い)

(無線受令機等に対する指令)

第 17 条 緊急配備、警衛、警護、警備等の実施その他必要がある場合は、無線受令機、携帯無線及びその他の無線機を使用する勤務員に対し、所要の指令を行うものとする。(い)

第 3 節 幹部の指揮

(指揮上の留意事項)

第 18 条 指令本部の警部以上の幹部は、次に掲げる事項に留意し、指揮の適正を期するものとする。(い、と)

- (1) 関係所属に対する事案通報は、通報内容、通報先、保秘等を速やかに判断し、迅速的確に行うこと。
- (2) 事件発生署及び関係所属に対し、必要な資料等の提出を求めるほか、指令本部で知り得た情報の提供を行うなど、組織的な初動警察活動を積極的に行うこと。

(報告)

第 19 条 指令官又は指令課長(以下「指令官等」という。)は、重要事態の発生時には、必要により、警視総監、副総監、地域部長等に速報するものとする。(い、と)

2 指令官等又は指令課係長は、指令業務の結果について、当務終了後、地域部長に報告するものとする。

第 3 章 警察署における指令業務

(指令業務の推進)

第 20 条 警察署長は、組織的機能を発揮するため、積極的に通信指令システムを活用し、的確な指令業務に努めるものとする。(い)

(リモコン指揮者の指定等)

第 20 条の 2 警察署長は、リモコン指揮者をあらかじめ指定しておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意し、リモコン指揮体制の確立に努めるものとする。(い、と)

- (1) 指定されたりモコン指揮者が事故等で不在の場合は、これに代わる指揮者を指定しておくこと。
- (2) リモコン指揮者の勤務例を策定し、責任の所在を明らかにしておくこと。
- (3) 重要事態発生時には、リモコン指揮者のほか同補助者を配置し、基幹系無線及び署活系無線による指揮体制を強化すること。

(リモコン指揮者の任務)

第 21 条 リモコン指揮者に指定された者は、リモコン指揮の重要性を認識し、次の任務を行うものとする。(い、と)

- (1) 常に無線を傍受して事件事故の認知に努めるとともに、指令本部より先に事件事故の発生を認知した場合は、基幹系無線等で指令本部に速報すること。
- (2) 事件事故発生時には、無線自動車、交番勤務員等に対し、直ちに所定の配置、具体的任務の付与等を行い、次の措置を取ること。
 - ア 自署の無線自動車を指定して、現場に急行させること。
 - イ 幹部及び必要な要員を現場に臨場させること。
 - ウ 自署の無線自動車が取扱い等で急行できない場合は、指令本部に速報して応援車両の派遣を要請すること。
- (3) 事件事故については、事案の推移を勘案し、要点をついた情報収集に努め、適時、指令本部に速報すること。

(リモコン指揮者等に対する教養訓練)

第 22 条 警察署長は、警察署の実情に応じたりモコン指揮者その他指令業務に従事する者の教養計画を策定し、実戦的な各種訓練を計画的かつ恒常的に行うものとする。(い、と)

(指令本部との連携等)

第 23 条 警察署における 110 番等の事案処理に当たっては、指令本部との連携を密にするほか、次によるものとする。(い、と)

- (1) リモコン指揮者及び同補助者は、通信指令システムを活用して、常に無線自動車、交番勤務員等の活動状況を把握しておき、署活系無線等により指令本部からの指令内容の補足に努めること。
- (2) 現場に臨場した勤務員は、状況を速やかに把握し、署活系無線等でリモコン指揮者及び同補助者を通じて指令本部に報告すること。
- (3) 現場に臨場した勤務員は、急を要する場合には、前号の規定にかかわらず、把握した事項を直接指令本部に速報すること。この場合において、応援が必要なときは、至急報で要請すること。

第4章 補則

(委任規定)

第24条 この規定を実施するために必要な細部事項は、地域部長が定める。(と)

附 則

この訓令は、平成7年4月26日から施行する。